

平成 年 月 日

殿

地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い

地域エネルギー供給拠点整備補助事業補助金の申請に当たり、下記の内容につきまして照合していただきたく、お願い申し上げます。

住
所
氏
名

印

言記

1. 設置場所：
2. 設置者名：
3. 設置地下貯蔵タンクの油種、容量、タンクの種類、設置方法、地下貯蔵タンク完成検査済年月日、塗覆装の種類、板厚及び腐食のおそれが特に高い・高いの別

油種	容量	タンクの種類	設置方法	完成検査済年月日	塗覆装の種類	板厚	腐食のおそれが特に高い・高いの別(※)
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	
	リットル			年 月 日		mm	

※上記、地下貯蔵タンクのうち、新規規制の措置が済んでいる場合、「措置済み」と記載。

・施設内にある地下貯蔵タンクは、原則全て記載(廃止タンクを含)。

上記のとおり相違ありません。なお、本照合書は、上記地下貯蔵タンクの構造等に変更があった場合等、照合の基礎となる事実に変更があった場合には失効します。

平成 年 月 日

地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願い 事務取扱要領

1 照合書の有効な範囲

本照合書は、地域エネルギー供給拠点整備事業の申請書類として提出される場合のみ有効とする。

2 照合の対象

地域エネルギー供給拠点整備事業の申請対象となる給油所の地下貯蔵タンク

3 照合の対象

(1) 照合を受けようとする者(地域エネルギー供給拠点整備事業補助金申請者)は、別紙の照合書に必要事項を記載した上で、当該申請給油所を所管する市町村長等(事務処理上の窓口:所管消防機関)に提出すること。

※必ず所轄消防機関へ出向き、地域エネルギー供給拠点整備事業の申請書類の一部であることを説明し、提出すること(郵送は認めない。)

(2) 照合を受けようとする者より別紙の照合書が提出された市町村長等(所轄消防機関)は、照合書の内容について、当該給油所の設置・変更に係る許可・検査(消防法第11条)を行った内容と照合し、内容に不備がない場合は、当該照合書の下段に必要事項を記入する。また、内容に不備があった場合は、照合を受けようとする者に修正を指示する。

4 照合書の効力

照合書は、当該地下貯蔵タンクの構造等に変更があった場合等、照合の基礎となる事実に変更があった場合には失効する。

5 その他

国からの交付決定を受け、申請者に対し補助金を交付する民間団体等(補助事業者)は、本照合書の管理及び取扱いに注意すること。

(参考 消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)抄)

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。))を除く。
当該市町村長

- 二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所
(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事
- 三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長
- 四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都
道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)